

# 教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令案及び特別支援学校教諭免許状

## コアカリキュラム案に関するパブリックコメント（意見公募手続）の実施について

---

令和4年6月2日  
初等中等教育局  
特別支援教育課

この度、文部科学省では、令和4年3月31日に「特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議」において取りまとめられた報告を受け、教育職員免許法施行規則の一部改正、特別支援学校教諭免許状コアカリキュラムの策定を予定しています。

つきましては、本件に関し、広く国民の皆様から御意見をいただくため、行政手続法第39条等に基づき、パブリック・コメント（意見公募手続）を実施いたします。

御意見等がございましたら、下記の要領にて御提出ください。

### 【1. 案の具体的内容】

→②説明資料 ③省令案 ④コア・カリキュラム案 参照

### 【2. 意見の提出方法】

(1) 提出手段 以下のWebフォームによる入力

<https://forms.office.com/r/M2gYZEXpTq>

（電話による意見の受付は致しかねますので、御了承ください）

(2) 提出期限 令和4年7月1日 必着

### 【3. 意見提出様式】

以下の項目を記載してください。

- ・ 件名：「教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令案について」または「特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム案について」のいずれかを明記。
- ・ 氏名：法人又は団体の場合はその名称。
- ・ 職業：在学中の場合は「高校生」「大学生」など在学习する学校段階を表記。法人又は団体の場合は「団体」を記入。
- ・ 連絡先：電話番号かメールアドレスのどちらか、確実に連絡が取れる連絡先を半角で記入。
- ・ 意見：「件名」で選択していただいた件名についての御意見としてください。また、複数の論点について御意見をお寄せいただく場合には、とりまとめの都合上、論点毎に別様としてください。  
(1回答1意見としてください。)

### 【4. 備考】

- ① 御意見に対して個別には回答致しかねますので、あらかじめ御了承願います。
- ② 御意見については、氏名、連絡先を除いて公表されることがあります。なお、氏名、連絡先については、御意見の内容に不明な点があった場合の連絡以外の用途では使用しません。

(文部科学省初等中等教育局特別支援教育課)